

下記記銀行口座に振り込む方法により本対価を支払うものとする。なお、当該振込にかかる手数料は委託者の負担とする。

記

金融機関名		口座種別	
支店／本店		口座番号	
口座名義			

第4条（対価の返還）

1. 本雇用契約が締結後6か月以内に終了した場合、受託者は、委託者に対し、委託者より受領した本対価のうち以下の定めに従って算出した金額を、次項の定めに従って支払うことにより返還するものとする。但し、本雇用契約終了の事由が、専ら委託者の責めに帰すべき事由による場合は、この限りでない。
 - (1) 本雇用契約成立後1か月以内に本雇用契約が終了した場合：本対価の70%に相当する金額
 - (2) 本雇用契約成立後1か月を超え3か月以内に本雇用契約が終了した場合：本対価の50%に相当する金額
 - (3) 本雇用契約成立後3か月を超え6か月以内に本雇用契約が終了した場合：本対価の10%に相当する金額
2. 前項の金額の返還は、受託者が、委託者に対し、本雇用契約終了の日が属する月の翌月末日までに、委託者が別途指定する銀行口座に振り込む方法により行うものとする。当該振込にかかる費用は、受託者の負担とする。

第5条（守秘義務）

1. 委託者及び受託者は、本契約締結の事実、本契約の内容及び本契約の履行に関連して、相手方から開示され又は知り得た相手方に関する一切の情報（以下「秘密情報」という。）について、相手方の事前の書面による承諾なく、第三者に開示又は漏えいしてはならないものとし、又本契約の履行以外の目的のためにこれを使用してはならないものとする。但し、次の各号のいずれかに該当する情報については、本契約における秘密情報としては取り扱わないものとする。
 - (1) 開示の時に既に公知であった情報又は既に保有していた情報
 - (2) 開示後、開示を受けた者の責によらずに公知となった情報
 - (3) 正当な権限を有する第三者から適法に入手した情報
 - (4) 秘密情報を利用することなく、開示を受けた者が独自に開発した情報
2. 前項本文の規定は、秘密情報の開示が、法令等（金融商品取引所の規則を含む。）に基づき義務づけられる場合又は関係当局から要請を受けた場合には、適用されない。但し、本項に基づく秘密情報の開示は、必要最小限の範囲で行なうものとし、